

9大疾病になったら住宅ローン残高が0円に。



9大疾病補償付住宅ローン

きちんと備えたい!

死亡・後遺障害保障※に加え…	所定の条件に該当したら	がん	急性心筋梗塞	脳卒中	住宅ローン残高が 0 円に <small>住宅ローン残高が0円となるには所定の条件があります。</small>	全額返済
	就業不能状態が365日以上継続したら	高血圧症	糖尿病	慢性膵炎		
		肝硬変	慢性腎不全	ウイルス肝炎		

※死亡・後遺障害については、JA共済の団体信用生命共済で保障されます。

対象住宅ローンの金利に **年+0.30%** 上乗せでOK!
平成28年4月1日

まずはお気軽に窓口までご相談ください。

フリーダイヤル
JAバンク埼玉 0120-117712

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日は除く) ※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

詳しくは、今すぐ簡単検索!

JAバンク埼玉 検索

<http://www.jabank-saitama.or.jp>

お近くの
JAバンクもこちらで
探せます

9大疾病補償付住宅ローン

対象商品	「JA住宅ローン」・「JA住宅ローン100%応援型」・「JA住宅ローン借換応援型」	
資金使途	●ご本人またはご家族が常時居住するための住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。	
	「JA住宅ローン」	①住宅の新築②土地の購入（5年以内に新築し、居住する予定があること）③新築住宅の購入（土地付住宅および分譲マンションを含む）④中古住宅の購入（土地付住宅および分譲マンションを含む）⑤住宅の増改築・改装・補修⑥他金融機関からの住宅資金のお借換え
	「JA住宅ローン100%応援型」	①住宅の新築②新築住宅の購入（土地付住宅および分譲マンションを含む）③中古住宅の購入（土地付住宅および分譲マンションを含む）④住宅の増改築・改装・補修
	「JA住宅ローン借換応援型」	・現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換え資金とお借換えに伴う諸費用。 ・お借換えとあわせて増改築・改装・補修のための費用。
借入金額	「JA住宅ローン」	●10万円以上5,000万円までとし、10万円単位とします。 ただし、年間元金返済額の前年度税込年収に対する割合が当JAの定める範囲内であり、原則として自己資金額が所要資金額の20%以上であることとしますが、詳細については、お近くのJA窓口までご相談ください。
	「JA住宅ローン100%応援型」	●10万円以上5,000万円までとし、10万円単位とします。 ただし、年間元金返済額の前年度税込年収に対する割合が当JAの定める範囲内であり、かつ所要資金の範囲内（ご融資対象物件の担保評価額に保証機関の保証料、長期火災共済（保険）掛金、仲介料、登記手数料、不動産取得税および消費税を加えた金額を上限）とします。
	「JA住宅ローン借換応援型」	●10万円以上5,000万円までとし、10万円単位とします。 なお、年間元金返済額の前年度税込年収に対する割合が当JAの定める範囲内であり、所要金額の範囲内かつ担保評価額の300%以内としますが、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。
ご利用いただける方	●各商品ごとにお申込みの条件が異なりますので、詳しい商品内容は各商品のチラシおよび説明書をご覧ください。	
ご融資条件	●各商品ごとにお申込みの条件が異なりますので、詳しい商品内容は各商品のチラシおよび説明書をご覧ください。	
ご融資利率	●上記対象住宅ローンの金利十年0.30%	
保証料・手数料	●別途保証料ならびに手数料がかかります。詳しい内容はチラシおよび説明書をご覧ください。	

付帯される保険についての概要	正式名称	団体特定疾病債務補償保険		
	ご加入について	年齢	加入可能な加入時の年齢範囲は、20歳から50歳までとなります。	
		告知	健康状態を「団体特定疾病債務補償保険 被保険者加入申込書」で告知していただきます。 告知の内容や共栄火災で保有する情報等によって、ご加入をお断りする場合がありますので、ご了承ください。	
		医師の診査	借入金額が3,000万円を超える等の場合は、医師の診査を受けていただきます。 なお、健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。	
		保険対象期間	保険対象期間の開始時は、資金受取時（資金を分割して受け取る場合には、初回資金受取時）となります。また、保険対象期間の終了日は債務を完済した日となりますが、それ以前に満80歳に達した場合は、その月の末日となります。	
	告知義務違反による解除	告知に際し、事実を告知されなかったり、事実でないことを告知されますと、保険金が支払われない等の不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。		
	保険金のお支払い	被保険者が保険対象期間内に次の①～④のいずれかに該当した場合、JAに保険金が支払われ、住宅ローンが全額返済されます。		
保険金が支払われない場合	①	生まれて初めて悪性新生物（がん）（※）に罹患し、医師によって診断確定された場合 （保険対象期間の初日から起算して90日以内に悪性新生物（※）と診断確定された場合を除きます。） （※）「悪性新生物」には、「上皮内がん」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は含まれません。		
	②	急性心筋梗塞を発病し、それにより初めて医師の診察を受けた日以後60日以上継続して労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。）であったと医師によって診断された場合		
保険金支払事由に該当した場合の手続き	③	脳卒中を発病し、それにより初めて医師の診察を受けた日以後60日以上継続して言語障害、運動失調または麻痺等の他覚的な神経学的後遺症があったと医師によって診断された場合		
	④	高血圧症、慢性腎不全、慢性膵炎、肝硬変、糖尿病またはウイルス肝炎を発病し、その疾病により被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態が、その状態となった日からその日を含めて365日以上継続した場合		
①「団体特定疾病債務補償保険 被保険者加入申込書」に、告知日現在および過去の健康状態等について事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除された場合（ただし、「保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との間に因果関係がないことを確認できた場合は、保険金をお支払いします。）②保険対象期間の初日から起算して90日以内に悪性新生物（がん）に罹患したと診断確定された場合 ③保険対象期間の開始前に急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、慢性腎不全、慢性膵炎、肝硬変、糖尿病またはウイルス肝炎を発病した場合 ④被保険者に詐欺等の行為があった場合や保険金を詐取る目的で保険金支払事由を発生させた場合、被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険契約の全部または一部が取り消され、または解除された場合	保険金支払事由に該当した日からその日を含めて30日以内にお借入れのJA窓口にご連絡ください。			

※1 上記はあくまで概要です。ご加入にあたっては、団体特定疾病債務補償保険に関する「重要事項のご説明」を必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

※2 9大疾病補償保険（団体特定疾病債務補償保険）は、農林中央金庫を保険契約者、共栄火災海上保険株式会社を引受保険会社、農林中央金庫の会員であるJAと住宅ローンの金銭消費貸借契約を締結するローン債務者を被保険者とする保険（団体契約）であり、共済ではありません。